

受検手数料の金額

学科のみ受検の場合： 学科試験手数料 3,100 円

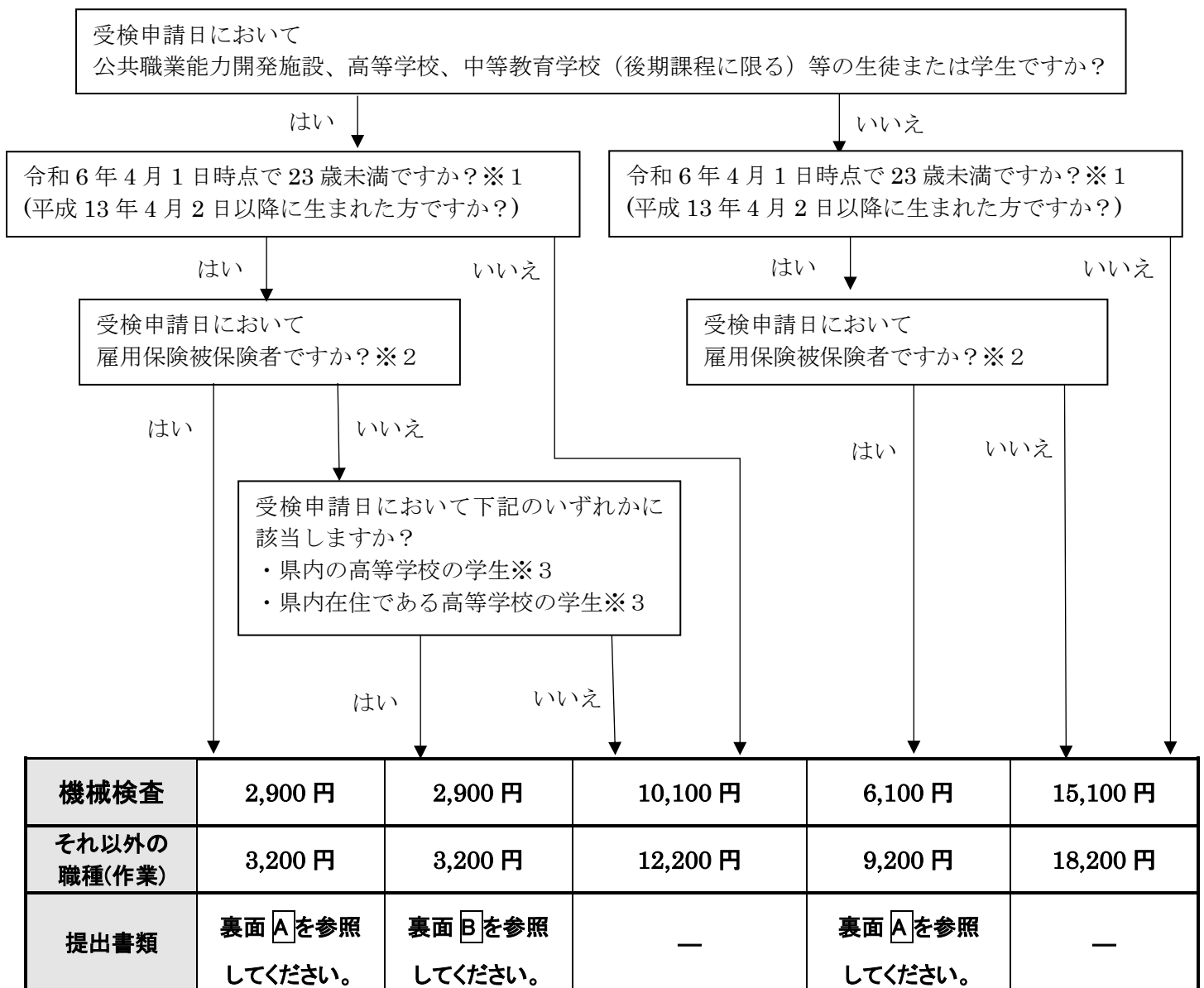
実技のみ受検の場合： 実技試験手数料

実技・学科とも受検の場合： 学科試験手数料 3,100 円 + 実技試験手数料

注：受検手数料に加えて振込手数料も必要になります。振込手数料は金融機関ごとに異なります。

実技試験手数料 は次のフローチャートで確認して下さい。

3 級



※ 1 23 歳未満であっても出入国管理及び難民認定法 別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は除きます。(例：留学、研修、技能実習、特定技能、建設就労、企業内転勤等)

※ 2 雇用保険被保険者とは雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者をいいます。

※ 3 高等学校には定時制及び通信制の学生を含みます。

提出書類

1 **A**の方

受検申請日において、雇用保険被保険者であることを証する書類が必要となります。次のいずれかの書類を提出してください。

- (1) 雇用保険被保険者であることが記載されている在職証明書（任意様式可）
別紙「**在職証明書（例）**」をご確認ください。
- (2) 事業主が保管する雇用保険被保険者証のコピー
- (3) ハローワークが発行する雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
- (4) 受検申請月の給与明細書のコピー
（受検申請時において、当該月の給与明細書のコピーが提出できない場合は、書類の準備が整い次第、追加で提出すること。）
（例）令和6年4月10日に申請する場合、令和6年4月分の給与明細書の写しを提出
また、給与明細は申請者が**雇用保険被保険者に該当することを確認するため、氏名および雇用保険料以外の箇所は黒塗りで構いません。**

注：雇用保険の被保険者かつ学生でもある場合は、上記に加えて学生であることを証する書類も提出してください。

雇用保険被保険者の確認書類は、できるだけ給与明細以外の書類でお願いします。

技能検定受付期間締め切り日（4月16日）までに、4月分の給与明細書を提出できない場合は、4月分の給与明細書がお手元に届き次第、早急に提出いただく必要があります。

なお、5月31日までに、給与明細書を御提出いただけない場合は、減額の対象外となりますのでご注意ください。期日までに提出いただいた場合でも、事務局確認の結果、減額対象外となる可能性があることをご承知願います。減額の対象外となった場合は、追加分の納付について、別途ご連絡させていただきます。

2 **B**の方

受検申請日において、高等学校（定時制及び通信制含む）の学生であることを証する書類が必要となります。下記のような書類を提出してください。

例：学生証コピー、生徒手帳コピー

なお、本人確認書類として学生証等を貼付している場合は、追加で提出する必要はありません。

注：県外の高等学校の学生であり、県内在住の方は、上記に加えて県内在住を証する書類も提出してください。（上記の学生証等に県内在住である住所の記載がある場合は、追加で提出する必要はありません。）